

6 水 管 301 号
令和 6 年 5 月 10 日

水産政策審議会 会長
佐々木 貴文 殿

農林水産大臣 坂本 哲志

特定水産資源（大西洋くろまぐろ（西大西洋海域）等 11 国際資源）に関する
令和 6 管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について（諮問第 449 号）

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、特定水産資源（大西洋くろまぐろ（西大西洋海域）、大西洋くろまぐろ（東大西洋海域）、にしくろかじき（大西洋条約海域）、にしまかじき及びふうらいかじき（大西洋条約海域）、びんなが（南大西洋海域）、めかじき（南大西洋海域）、めかじき（北大西洋海域）、めばち（大西洋条約海域）、よしきりざめ（北大西洋海域）、あおざめ（南大西洋海域）並びによしきりざめ（南大西洋海域））に関する令和 6 管理年度における漁獲可能量を別紙のとおり定めたいので、同条第 3 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

○農林水産省告示第 号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第一項の規定に基づき、大西洋くろまぐろ（西大西洋海域）、大西洋くろまぐろ（東大西洋海域）、にしくろかじき（大西洋条約海域）、にしまかじき及びふうらいかじき（大西洋条約海域）、びんなが（南大西洋海域）、めかじき（南大西洋海域）、めかじき（北大西洋海域）、めばち（大西洋条約海域）、よしきりざめ（北大西洋海域）、あおざめ（南大西洋海域）並びによしきりざめ（南大西洋海域）に関する令和六管理年度における同項各号に掲げる数量を次のように定めたので、同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和六年 月 日

農林水産大臣 坂本 哲志

大西洋くろまぐろ（西大西洋海域）、大西洋くろまぐろ（東大西洋海域）、にしくろかじき（大西洋条約海域）、にしまかじき及びふうらいかじき（大西洋条約海域）、びんなが（南大西洋海域）、めかじき（南大西洋海域）、めかじき（北大西洋海域）、めばち（大西洋条約海域）、よしきりざめ（北大西洋海域）、あおざめ（南大西洋海域）並びによしきりざめ（南大西洋海域）に関する令和6管理年度（令和6年8月1日から令和7年7月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第1項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。

第一 大西洋くろまぐろ（西大西洋海域）

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

711.80トン

二 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
大西洋くろまぐろ（西大西洋海域）かつお・まぐろ漁業	709.80

第二 大西洋くろまぐろ（東大西洋海域）

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

3,184.39トン

二 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
大西洋くろまぐろ（東大西洋海域）かつお・まぐろ漁業	3,169.39

第三 にしくろかじき（大西洋条約海域）

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

285.10トン

二 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
--------	-----------

にしころかじき（大西洋条約海域）かつお・まぐろ漁業	285.10
---------------------------	--------

第四 にしまかじき及びふうらいかじき（大西洋条約海域）

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

35.00トン

二 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大 臣 管 理 区 分	大 臣 管 理 漁 獲 可 能 量
にししまかじき及びふうらいかじき（大西洋条約	35.00

海域）かつお・まぐろ漁業	
--------------	--

第五 びんなが（南大西洋海域）

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

1,882.55トン

二 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大 臣 管 理 区 分	大 臣 管 理 漁 獲 可 能 量
びんなが（南大西洋海域）かつお・まぐろ漁業	1,871.55

第六 めかじき（南大西洋海域）

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

1,451.00トン

二 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
めかじき（南大西洋海域）かつお・まぐろ漁業	1,449.00

第七 めかじき（北大西洋海域）

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

632.00トン

二 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
めかじき（北大西洋海域）かつお・まぐろ漁業	628.00

第八 めばち（大西洋条約海域）

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

14,477.82トン

二 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大 臣 管 理 区 分	大 臣 管 理 漁 獲 可 能 量
めばち（大西洋条約海域）かつお・まぐろ漁業	14,450.82

第九 よしきりざめ（北大西洋海域）

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

3,012.00トン

二 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大 臣 管 理 区 分	大 臣 管 理 漁 獲 可 能 量
よしきりざめ（北大西洋海域）かつお・まぐろ漁	2,819.00

業	
---	--

第十 あおざめ（南大西洋海域）

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

62.00トン

二 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大 臣 管 理 区 分	大 臣 管 理 漁 獲 可 能 量
あおざめ（南大西洋海域）かつお・まぐろ漁業	62.00

第十一 よしきりざめ（南大西洋海域）

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

1,520.00トン

二 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大 臣 管 理 区 分	大 臣 管 理 漁 獲 可 能 量
よしきりざめ（南大西洋海域）かつお・まぐろ漁業	1,446.00

令和6管理年度漁獲可能量等の配分案について

- 漁獲可能量の算定方法（資源ごとの詳細は別紙参照）
漁獲可能量（TAC）＝初期割当量（ICCATで決定された国別漁獲可能量）＋繰越し割当量±他国への（他国からの）移譲割当量
（A）
- 大臣管理漁獲可能量の算定方法
大臣管理漁獲可能量＝漁獲可能量－国の留保枠（死亡投棄分）
（A）（B）

（※）国の留保枠は、過去3管理年度（2020年～2022年）における推定死亡投棄量よりも大きな値とした。

特定水産資源		漁獲可能量 (A)	国の留保枠 (B)	大臣管理漁獲可能量 (A)-(B)
別紙2－13	大西洋くろまぐろ（西大西洋海域）	711.80	2.00	709.80
別紙2－14	大西洋くろまぐろ（東大西洋海域）	3,184.39	15.00	3,169.39
別紙2－22	にしくろかじき（大西洋条約海域）（＊1）	285.10	0.00	285.10
別紙2－23	にしまかじき及びぶいらいかじき （大西洋条約海域）（＊1）	35.00	0.00	35.00
別紙2－24	びんなが（南大西洋海域）	1,882.55	11.00	1,871.55
別紙2－25	めかじき（南大西洋海域）	1,451.00	2.00	1,449.00
別紙2－26	めかじき（北大西洋海域）（＊2）	632.00	4.00	628.00
別紙2－28	めばち（大西洋条約海域）	14,477.82	27.00	14,450.82
別紙2－30	よしきりざめ（北大西洋海域）	3,012.00	193.00	2,819.00
別紙2－38	あおざめ（南大西洋海域）（＊1）	62.00	0.00	62.00
別紙2－42	よしきりざめ（南大西洋海域）	1,520.00	74.00	1,446.00

単位はすべてトン

- （＊1）当該種については、I C C A Tにおける国別の割当量が陸揚げ量として設定され、死亡投棄量が漁獲実績に含まれないため、国の留保枠を0トンとした。
- （＊2）2023年漁期から繰り越しが可能な数量が未確定であるため、前年度漁期からの繰越し数量が確定次第、漁獲可能量等を更新する予定。

(参考) 令和6管理年度の漁獲可能量の計算過程

特定水産資源		漁獲可能量 (TAC) 計算過程		該当 I C C A T 勧告
別紙 2 - 13	大西洋くろまぐろ (北大西洋海域)	664.52t(初期割当量) + 47.28t(2023年漁期からの繰り越し (Para 6 of Rec. 22-10))		Rec. 22-10, 17-06
別紙 2 - 14	大西洋くろまぐろ (東大西洋海域)	3,114t(初期割当量) + 70.39t(2023年漁期からの繰り越し (Para 6 of Rec. 22-08))		Rec. 22-08
別紙 2 - 22	にしくろかじき (大西洋条約海域)	328.1t(初期割当量) - 43.00t(2022年漁期の超過分) (Para 3a of Rec 19-05)		Rec. 19-05
別紙 2 - 23	にしまかじき及びぶふういかじき (大西洋条約海域)	35.00t(初期割当量)		Rec. 19-05
別紙 2 - 24	びんなが (南大西洋海域)	1,630.00t(初期割当量) - 47.45t(2022年漁期の超過分) (Para 4a of Rec. 22-06) + 100(ブラジルからの移譲 (para 3 of Rec. 22-06)) + 100(ウルグアイからの移譲 (para 3 of Rec. 22-06)) + 100(南アフリカからの移譲 (para 3 of Rec. 22-06))		Rec. 22-06, 16-07
別紙 2 - 25	めかじき (南大西洋海域)	901.00t(初期割当量) + 600.00t(2022年漁期からの繰り越し (Para 1(2) of Rec 22-04)) - 50.00t(ナミビアへの移譲 (Para 1(2) of Rec. 22-04))		Rec. 22-04, 17-03, 16-04
別紙 2 - 26	めかじき (北大西洋海域)	842.00t(初期割当量) - 150.00t(モロッコへの移譲 (Para 1-a) of Rec 22-03) - 35.00t(カナダへの移譲 (Para 1A of Rec. 22-03)) - 25.00t(モリタニアへの移譲 (Para 1A of Rec. 22-03))		Rec. 22-03, 17-02
別紙 2 - 28	めばち (大西洋条約海域)	13,979.84t(初期割当量) + 1,397.98t(2022年漁期からの繰り越し (13979.8*10%)) (Para 12 of Rec. 22-01)) - 600.00t(中国への移譲 (Footnote 2 of Para 8 of Rec 22-01)) - 300.00t(EUへの移譲 (Footnote 2 of Para 8 of Rec. 22-01))		Rec. 22-01
別紙 2 - 30	よしきりざめ (北大西洋海域)	3,055t(初期割当量) - 43t(モロッコへの移譲 (Rec 23-10 para 3**))		Rec. 23-10
別紙 2 - 38	あおざめ (南大西洋海域)	62.00t(初期割当量)		Rec. 22 - 11
別紙 2 - 42	よしきりざめ (南大西洋海域)	1520.00t(初期割当量)		Rec. 23 - 11